

令和5年度 第3回
部活動検討委員会議事要旨

日 時 : 令和6年2月27日 (火)

場 所 : 書面による開催

委員

東京都教育庁指導推進担当部長
東京都生活文化スポーツ局企画担当部長
東京都中学校長会副会長（中体連担当）（中央区立晴海中学校校長）
東京都中学校長会副会長（中文連担当）（あきる野市立東中学校校長）
東京都公立高等学校長協会会長（東京都立小山台高等学校統括校長）
東京都立特別支援学校長会理事（東京都立志村学園統括校長）
東京都中学校体育連盟会長（足立区立江北桜中学校校長）
東京都高等学校体育連盟会長（東京都立府中高等学校校長）
東京都中学校文化連盟会長（大田区立雪谷中学校校長）
東京都高等学校文化連盟会長（東京都立大崎高等学校校長）
公益財団法人東京都体育協会専務理事兼事務局長
J S P O公益財団法人日本スポーツ協会スポーツ指導者育成部指導者育成課課長
日本体育大学スポーツマネジメント学部長
国立音楽大学演奏部部長代理
東京学芸大学副学長（先端教育人材育成推進・F U事業・広報担当）
特別区指導室課長会代表（新宿区教育委員会教育指導課長）
東京都市管理指導室課長会代表（東村山市教育委員会教育部次長）
東京都公立中学校P T A協議会会長

市川 茂
吉原 宏幸
藤江 敏郎
齋藤 真
井上 隆
並木 信治
金子 哲朗
奥秋 將史
柳 歆子
鶴田 秀樹
角田 真司
奈良 光晴
齊藤 隆志
諸井 重孝
鈴木 聡
坂元 竜二
木下 信久
関口 哲也

事務局

東京都教育庁指導部活動振興担当課長
東京都子供政策連携室総合推進部企画経理担当課長
東京都生活文化スポーツ局総務部企画担当課長
東京都教育庁総務部企画担当課長
東京都教育庁総務部企画調整担当課長
東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課長
東京都教育庁地域教育支援部生涯学習課長
東京都教育庁人事部人事計画課長
東京都教育庁指導部義務教育指導課長
東京都教育庁指導部主任指導主事（部活動振興担当）
東京都教育庁指導部指導企画課統括指導主事
東京都教育庁指導部指導企画課統括指導主事
東京都生活文化スポーツ局総務部企画計理課課長代理
東京都教育庁総務部教育政策課課長代理
東京都教育庁指導部指導企画課課長代理
東京都教育庁指導部指導企画課指導主事
東京都教育庁指導部指導企画課指導主事

山本 一之介
高橋 暢明
芳賀 敦
大熊 正浩
諸星 央
臼井 宏一
荒木 進太郎
奥富 洋一
坂本 教喜
大村 賢治
澁谷 創平
齊藤 博之
山本 達也
阿部 隆幸
信 雅之
濱島 浩二
谷川 圭

オブザーバー

公益財団法人東京都教育支援機構第一事業部事業支援課長

浅川 浩次

趣 旨 説 明

【事務局】 (次のことについて説明)

- ・ 「学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」の改訂(案)の概要

協 議

「学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」の改訂について

【委員】 2ページの「3 現状と課題」の「(4) 大会の参加の資格等」の「ア 東京都中学校体育連盟主催の大会」について、個人競技及び団体競技において、校長、教員、部活動指導員が引率できず、校長がやむを得ないと判断した場合、「監督・引率者の特例」により、校長が承認した外部指導者による引率を可能としている。

【委員】 2ページの「3 現状と課題」の「(4) 大会の参加の資格等」の「ア 東京都中学校体育連盟主催の大会」について、運動部活動は、「地域のスポーツ団体等の活動に参加する中学生が東京都中学校体育大会に参加できることとした」とあるが、「地域のスポーツ団体も参加できることとした」でなくて問題ないか。

【事務局】 東京都中学校体育連盟主催の大会については、中学生が対象であるため、その旨を記載している。

【委員】 4ページの「5 都の取組」の「(1) 区市町村における地域連携・地域移行に向けた都の取組」の「オ 休日等の指導者の確保」の「<想定する指導者>」における「公認スポーツ指導者」は、「日本スポーツ協会公認スポーツ指導者」と記載するべきではないか。

【事務局】 「公認スポーツ指導者」の記載は、(公財)日本スポーツ協会はじめ各スポーツ団体が公認した資格や、(公財)日本パラスポーツ協会が公認した障害者スポーツ指導者資格などを有する人材を包含的に示した記載である。

【委員】 教員の兼業・兼職について検討する場合、区市町村やクラブによって報酬額が異なるため、どの程度の金額が報酬として妥当なのか、どの程度の従事時間が妥当なのか、判断が難しい。

【事務局】 顧問教員の異動等にかかわらず、生徒が継続的に専門的な指導を受けられるようにしていくことが大切である。教員の兼業・兼職については、文部科学省が作成した「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について(手引き)」が参考となる。

【委員】 15ページの「6 区市町村の取組」の「(3) 方針及び計画等に基づく地域連携・地域移行の推進」の「<取組例>」について、「地域連携」と「地域移行」とで比較し、違いについて理解することが必要な項目もあるため、記載順について検討する必要がある。

【事務局】 「地域連携」と「地域移行」とでは取組が異なるため、全ての項目について記載順を揃えることは難しいが、分かりやすい記載となるよう工夫する。

連 絡

【事務局】 部活動の地域連携・地域移行について、各委員が報道機関等から問合せを受けた場合は、事務局宛て問い合わせるよう、お伝えいただくとともに、事務局まで御一報いただきたい。

各委員からいただいた御意見の調整とまとめに関しましては、委員長に御一任いただきたい。